

平成 2 7 年第 2 回
上小阿仁村議会臨時会
会 議 録

平成 2 7 年 5 月 1 日 (開会)

平成 2 7 年 5 月 1 日 (閉会)

平成 27 年第 2 回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会）年月日 平成 27 年 5 月 1 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 27 年 5 月 1 日（10 時 00 分）

○出席議員

1 番	伊 藤 秀 明 君	2 番	伊 藤 敏 夫 君
3 番	北 林 義 高 君	4 番	佐 藤 真 二 君
5 番	齊 藤 鉄 子 君	6 番	大 城 戸 ツヤ子 君
7 番	武 石 辰 久 君	8 番	小 林 信 君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	小 林 悦 次
主 幹 兼 総 務 課 長	小 林 隆
住 民 福 祉 課 長	伊 藤 精 治
産 業 課 長 兼 建 設 課 長	武 石 晋
主 幹 兼 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長	河 村 良 満
診 療 所 事 務 長	小 林 博 隆
教 育 委 員 会 事 務 局 長	田 村 秀 幸

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	小 林 雄 幸
議 会 書 記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

○議員提出議案の題目 な し

○議 事 日 程

第 1 仮議席の指定

第2 議長選挙

追加

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長選挙
- 第5 総務産業常任委員会委員の選任
- 第6 議会運営委員会の選任
- 第7 議会広報編集委員会委員の選任
- 第8 北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の選挙
- 第9 北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の選挙
- 第10 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第11 議案第1号 上小阿仁村立保育園を北秋田市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議の専決処分報告について
- 第12 議案第2号 平成26年度一般会計補正予算の専決処分報告について
- 第13 議案第3号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 第14 議案第4号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
- 第15 議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第16 閉会中の継続調査の申し出について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名

1番 伊藤 秀明 君

2番 伊藤 敏夫 君

10時00分

○ **議会事務局長** おはようございます。議会事務局長の小林です。

この議会は、一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、伊藤敏夫議員が年長者でありますのでご紹介申し上げます。

○臨時議長（伊藤敏夫） ただいま、紹介いただきました伊藤敏夫であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は8人です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第2回上小阿仁村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、村長より発言の申し出がありますのでこれを許します。

○村長（小林悦次） 本日、ここに新しく選ばれました議員の皆さんをお迎えして、ご挨拶できますことを光栄に思っております。

4月26日、行われました村議会議員選挙において、村民から選ばれました皆さんに心からお祝いを申し上げるものです。

同日、私も選挙により、初めて選んでいただきました。

それぞれの立場に違いがあっても、村のため、村民のために思う気持ちと目的は、同じであると思っております。

4月29日、日本の安倍内閣総理大臣がアメリカの上院、下院の合同会議で演説しました。歴史的総理の演説に、両院の議員は14回も席を立てて協賛の拍手を送ったと聞いております。

村の議会も良いことは良いとし、目的達成のため、お互いに提案もしながら、お互いの役割分担において、切磋琢磨して「生活しやすい村」「将来に希望の持てる村」をつくるために、村民一丸となって、推進できますようにご指導とご協力をお願いしてご挨拶といたします。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（伊藤敏夫） 日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長選挙

○臨時議長（伊藤敏夫） 日程第2 議長選挙を行います。

この選挙は投票で行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議場の閉鎖を命じます。

○臨時議長（伊藤敏夫） ただいまの出席議員は8名です。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に

3番 北林義高君、4番 佐藤真二君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

○臨時議長（伊藤敏夫） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名であります。投票用紙に、議長の当選人とすべき議員ひとりの氏名を記載して下さい。氏名を特定できない場合は無効となります。

これより投票を行います。事務局長が仮議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

○臨時議長（伊藤敏夫） 投票もれはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（伊藤敏夫） 投票漏れなしと認めます。開票を行います。立会人の立会いを願います。

○臨時議長（伊藤敏夫） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票8票、無効投票0票、有効投票中、小林信君5票、伊藤秀明君3票以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、2票であります。よって、小林信君が議長に当選しました。

議場の閉鎖を解きます。

○臨時議長（伊藤敏夫） 小林信君が議長におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。議長に当選されました小林信君のあいさつがあります。

○議長（小林 信）、ただいま不肖、私、議員皆様方のご理解により議長の要職に就くことになり非常に身に余る光栄に存じます。これまで村を作ってきた先輩の皆様へ感謝し、次世代に責任を果たして行かなければならない者として、特に今年一年は議会としても大事な時期であり、正念場の時だと思っております。浅学非才の身ではありますが、皆様方のお力添えを頂きながら、一身を挺してそのご厚志にむくいるべき村政発展、議会発展のため村当局と力を合わせてまいります。昨年2月の就任の時も申し上げましたが和して同ぜずを胸に頑張る所存でございます。議員皆様、並びに村当局の皆様方へあたたかいご指導、ご鞭撻をいただきますよう心からお願い申し上げます。簡単でございますが、議長就任のご挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

○臨時議長（伊藤敏夫） これをもって、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。暫時休憩いたします。

○議長（小林 信） 再開いたします。お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加して議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、追加議事日程として議題とすることに決定しました。

日程第1 議席の指定

○議長（小林 信） 日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長からただいま着席のとおり指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（小林 信） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、1番 伊藤秀明君 2番 伊藤敏夫君 を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（小林 信） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長（小林 信） 説明員の通告がありますので報告いたします。

主幹兼総務課長、小林隆君。住民福祉課長、伊藤精治君。産業課長兼建設課長、武石晋君。主幹兼特別養護老人ホーム施設長、河村良満君。診療所事務長、小林博隆君。教育委員会事務局長、田村秀幸君。

日程第4 副議長選挙

○議長（小林 信） 日程第4 副議長選挙を行います。この選挙は投票で行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は8名であります。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 伊藤秀明君、2番 伊藤敏夫君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

○議長（小林 信） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名であります。投票用紙に、副議長の当選人とすべき議員ひとりの氏名を記載して下さい。氏名を特定できない場合は無効となります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

○議長（小林 信） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 投票漏れなしと認めます。開票を行います。立会人の立会いを願います。

○議長（小林 信） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票、これは先ほどの出席議員数と符合しております。

有効投票8票、無効投票0票、有効投票中、佐藤真二君4票、齊藤鉄子君4票、以上のとおり同数であります。

この選挙の法定得票数は、2票であり、佐藤真二君と齊藤鉄子君の投票数は、いずれもこれを超えております。

地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

佐藤真二君と齊藤鉄子君が議場におられますので、くじを引いていただきます。

暫時休憩いたします。

再開いたします。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順番を決めるものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するものです。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番 大城戸ツヤ子君、7番 武石辰久君を指名します。立会人の立ち会いを願います。

1回目のくじを引く順序をジャンケンで決めたいと思いますので、ジャンケンをお願いします。

初めに、くじの順序を決めるくじを行います。まず、齊藤鉄子君、くじを引いて下さい。

くじを引く順序が決定したので報告します。まず、初めに齊藤鉄子君、次に佐藤真二君以上のとおりです。

ただ今の順序により、当選人を決定する2回目のくじを行います。なお、このくじは、1の番号を引いた者を当選人といたします。

まず、齊藤鉄子君、くじを引いてください。

くじの結果、齊藤鉄子君が副議長の当選人と決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

○議長（小林 信） 齊藤鉄子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。副議長に当選されました齊藤鉄子君のあいさつがあります。

○副議長（齊藤鉄子） ただいま、議員皆様方のご理解により選んでいただきました。議長を補佐して、「安心」「安全」な村づくりのため議員皆様と当局の皆様方と協力して行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小林 信） 暫時休憩します。

日程第5～日程第7

○議長（小林 信） 日程第5、総務産業常任委員会委員の選任についての件から、日程第7、議会広報編集委員会委員の選任についての件まで3件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会委員の選任については、委員会条例第2条及び第7条第1項の規定により、議長において、議員全員8人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、総務産業常任委員会委員には、ただいま指名したとおり議員全員8人を選任することに決定しました。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条の2第2項及び第7条第1項の規定により、議長において、1番 伊藤秀明君、2番 伊藤敏夫君、3番 北林義高君、4番 佐藤真二君、5番 齊藤鉄子君、の5人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員には、ただいま指名したとおり5人を選任することに決定しました。

議会広報編集委員会委員の選任については、上小阿仁村議会広報紙発行に関する条例第3条第3項の規定により、議長において、1番 伊藤秀明君、2番 伊藤敏夫君、3番 北林義高君、6番 大城戸ツヤ子君、7番 武石辰久君、の5人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって議会広報編集委員会委員には、ただいま指名したとおり5人を選任することに決定しました。

日程第8、日程第9

○議長（小林 信） 日程第8、北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の選挙についての件及び第9、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の選挙についての2件を一括議題といたします。

お諮りします。一括議題となっている2件の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信）

異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定しました。

北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の指名を行います。定数は2人でありまして、4番 佐藤真二君、6番 大城戸ツヤ子君を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人を北秋田市周辺衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4番 佐藤真二君、6番 大城戸ツヤ子君が北秋田市周辺衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、当選されました2人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の指名を行います。定数は2人でありまして、2番 伊藤敏夫君、3番 北林義高君を指名します。お諮りいたします。ただいま議長において指名しました2人を北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2番 伊藤敏夫君、3番 北林義高君が北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合議

会議員に当選されました。

ただいま、当選されました2人が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程第10

○議長（小林 信） 日程第10、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についての件を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定しました。指名の方法についてお諮りいたします。

○5番（齊藤鉄子） 議長5番

○議長（小林 信） 5番、齊藤鉄子君

○5番（齊藤鉄子） 私、齊藤鉄子が秋田県後期高齢者医療広域連合議員の指名者に当たりたいと思いますのでお諮りください。

○議長（小林 信） ただいま、5番齊藤鉄子君から、指名者になりたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。齊藤鉄子君を指名者とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、齊藤鉄子君を指名者とすることに決定いたしました。5番齊藤鉄子君、登壇の上、指名をお願いします。

○5番（齊藤鉄子） 秋田県後期高齢者医療広域連合議員には小林信議長を指名します。

○議長（小林 信） お諮りいたします。ただいま齊藤鉄子君が指名した議長小林信を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、議長 小林信が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

特別委員会設置の動議

○5番（齊藤鉄子） 議長、5番

○議長（小林 信） 5番 齊藤鉄子君

○5番（齊藤鉄子） 特別委員会設置の動議を提出いたします。

○議長（小林 信） 5番 齊藤鉄子君、登壇の上、提出して下さい。

○5番（齊藤鉄子） 特別委員会設置の動議を提出いたします。

本村議会には、長年、小阿仁川水系対策特別委員会が設置されてまいりました。小阿仁川をめぐっては、水量問題、洪水対策、環境問題等、まだまだ多くの検討すべき課題が残されております。

したがって、当議会においても小阿仁川水系対策特別委員会を設置し、委員は正副議長を含め5人とする動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） ただいま、5番 齊藤鉄子君より、小阿仁川水系対策特別委員会設置に関する動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので成立しました。お諮りいたします。小阿仁川水系対策特別委員会設置に関する動議を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。お諮りいたします。ただいま議題となっている、小阿仁川水系対策特別委員会は、委員会条例第5条の規定により、5人の委員をもって構成する特別委員会を設置し、調査期間は調査終了までとし、併せて閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、5人の委員をもって構成する、小阿仁川水系対策特別委員会を設置し、調査期間は調査終了までとし、併せて閉会中の継続審査とすることに決定しました。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長により指名いたします。

小阿仁川水系対策特別委員会委員には、3番 北林義高君、4番 佐藤真二君、5番 齊藤鉄子君、7番 武石辰久君、8番 小林信の5人を指名いたします。お諮りいたします。ただいま指名した5人を委員とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、小阿仁川水系対策特別委員会委員には、ただいま指名した5人を選任することに決定しました。

暫時休憩いたします。

再開 11:30

○ **議長（小林 信）** 再開いたします。休憩中に、各委員会で互選により正副委員長が決定されたようですので、各委員長によりご報告願います。登壇して報告して下さい。最初に、総務産業常任委員会より報告願います。

○ **2番（伊藤敏夫）** 委員長には私、伊藤敏夫。副委員長には北林義高議員が決まりました。

○ **議長（小林 信）** 次に議会運営委員会より報告願います。

○ **4番（佐藤真二）** 委員長には私、佐藤真二。副委員長には伊藤秀明議員、以上報告いたします。

○ **議長（小林 信）** 次に議会広報編集委員会より報告願います。

○ **3番（北林義高）** 委員長には私、北林義高です。副委員長には大城戸ツヤ子議員に決まりましたので報告いたします。

○ **議長（小林 信）** 次に小阿仁川水系対策特別委員会より報告願います。

○ **5番（齊藤鉄子）** 委員長には私、齊藤鉄子。副委員長には佐藤真二議員に決まりましたので報告いたします。

日程第11 議案第1号 上程・採決

○ **議長（小林 信）** 日程第11 議案第1号 上小阿仁村立保育園を北秋田市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○ **住民福祉課長（伊藤精治）** 提出議案の1ページをお開き願います。議案第1号 上小阿仁村立保育園を北秋田市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議の専決処分報告であります。

上小阿仁村立保育園を北秋田市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成27年5月1日提出 上小阿仁村長 小林悦次。

次のページをお開き願います。

専決第2号 専決処分書 上小阿仁村立保育園を北秋田市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議を地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

平成27年3月24日専決 上小阿仁村長 中田吉穂。

次に3ページをお開き願います。内容としては北秋田市の乳幼児を上小阿仁保育園に入園させるもので、北秋田市と平成27年3月24日に協定を結んでいるものです。

○ **議長（小林 信）** これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林 信) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第1号 上小阿仁村立保育園を北秋田市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議の専決処分報告についての件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林 信) 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり承認されました。

日程第12 議案第2号 上程・採決

議長(小林 信) 日程第12 議案第2号 平成26年度一般会計補正予算の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小林 隆) 提出予算関係議案の1ページをお開き願います。

別の冊子となりますのでお願いします。議案第2号平成26年度一般会計補正予算第10号の専決処分報告について。地方自治法179条第1項の規定により次のように専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求めます。平成27年5月1日提出 上小阿仁村長小林悦次。

2ページをお開き願います。専決第3号専決処分書、平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。平成27年3月31日専決、上小阿仁村長中田吉穂。

3ページをお開き願います。平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算第10号。平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算第10号は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,723万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,064万7千円とする。

6ページ、第2表、地方債補正。起債の目的は過疎対策事業。補正前の限度額は2億5,200万円、補正後の限度額は2億5,070万円。対象事業費の確定により限度額を減額するものです。

10ページをお開きください。歳入の補正であります。

9款1項1目地方交付税、1億4,309万5千円の追加。1節地方交付税1億4,309万5千円、特別交付税補正であります。これは交付税確定によるものです。これにより普通交付税14億3,399万8千円。特別交付税1億7,309万5千円。計16億709万3千円となります。

13款1項1目民生費国庫負担金8万3千円の追加。1節社会福祉費負担金8万3千円これは未熟児の黄疸等の治療を要する医療費の補助金です。

13 款 2 項 3 目民生費国庫補助金 11 万円の追加。2 節社会福祉費補助金 11 万円、これは障害者総合支援事業システムのコンピュータ改修費用の補助金です。

同じく、4 目土木費国庫補助金 500 万円の追加。1 節除雪費補助金 500 万円、臨時市町村道除雪事業費。この冬の北日本、日本海側の大雪による各自治体の除雪に対して臨時に交付されたものです。

14 款 2 項 1 目総務費兼補助金 21 万 8 千円の追加。1 節総務管理費補助金 21 万 8 千円、バス路線維持費でこあに号運行への補助金であります。

14 款 3 項 3 目移譲事務費 2 万 7 千円の追加。1 節移譲事務費 2 万 7 千円、これは県がやるべき事項を町村に移譲することから事務費として交付されるものであります。

20 款 1 項 2 目過疎対策事業債 130 万円の減額。1 節過疎対策事業債 130 万円の減額。内訳は簡易水道事業費として 10 万円の減額。地域活性化応援隊事業費として 80 万円の減額。消防デジタル無線整備事業費として 40 万円の減額。それぞれ事業費の確定によるものです。

14、15 ページをお開きください。歳出の補正であります。

2 款 1 項 2 目文書広報費、障害者総合支援事業のコンピュータ改修費の国庫補助金交付による財源更正であります。

2 款 1 項 8 目自治振興費、地域活性化応援隊のソフト事業分の確定により過疎債減額による財源更正であります。

2 款 1 項 11 目地域公共交通費、こあに号の運行分として県補助金の確定による財源更正であります。

2 款 1 項 14 目財政調整基金費、1 億 4,721 万 8 千円の補正です。25 節積立金 1 億 4,721 万 8 千円、これは財政調整基金積立金として追加するものです。

2 款 1 項 16 目地域振興基金費、1 万 5 千円の補正です。25 節積立金 1 万 5 千円、これは地域振興基金積立金の利子分として追加するものです。

3 款 1 項 6 目障害者福祉費、未熟児療養医療費として国庫補助金の確定による財源更正であります。

4 款 1 項 3 目環境衛生費、県からの移譲事務費の確定による財源更正であります。

4 款 4 項 1 目水道費、簡易水道事業の確定により過疎債の減額による財源更正であります。

8 款 2 項 1 目道路維持費、市町村道除雪費に対しての国庫補助金の確定による財源更正であります。

9 款 1 項 2 目常備消防費、消防デジタル無線整備事業の確定によって過疎債の減額による財源更正であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第2号 平成26年度上小阿仁村一般会計補正予算の専決処分報告についての専決処分報告についての件を採決いたします。本案は討論を省略し、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第13 議案第3号 上程・採決

○議長（小林 信） 日程第13 議案第3号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 提出議案4ページをお開き下さい。

議案第3号上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について。上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の既定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し承認を求める。平成27年5月1日 上小阿仁村長小林悦次。

5ページをお開き下さい。専決第4号 専決処分書 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分する。平成27年3月31日専決 上小阿仁村長中田吉穂。

これは、地方税法、同法施行令の一部を改正する法律等が平成27年3月31日公布され、4月1日から施行されたことに伴う改正であります。

主な改正内容といたしましては、1点目、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の対象期間について、平成29年までとなっていたのを、平成31年まで2年間延長するものです。この改正は、平成27年4月1日施行になります。

2点目は、地方自治体に対する寄附金に係る寄附金税額控除、これはふるさと納税のことです。特別控除額の上限を個人住民税の所得割額の1割から2割に拡充する改正であります。この改正は平成27年4月1日施行になります。

3点目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、特例期間が平成27年度までとなっていたのを、平成29年度まで2年間延長する改正であります。この改正は、平成27年4月1日施行になります。

4点目は、軽自動車税について、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、最初の新規検査を受けた軽自動車で、排ガス性能及び燃焼性能の優

れたものについて、平成 28 年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置を規定したものであります。この改正は平成 27 年 4 月 1 日施行になります。

5 点目は、平成 27 年度分の軽自動車税から適用することとしていた、原動機付自転車等に係る税率について、その引き上げ開始時期を 1 年間延長し、平成 28 年度分の軽自動車税から適用するとした改正であります。この改正は、平成 27 年 3 月 31 日施行になります。

6 点目は、たばこ税の税率について、紙巻きたばこ 3 級品に係る税率の特例を廃止し、段階的に税率を引き上げる改定であります。

(1) 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで、「1,000 本につき 2,925 円」

(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで、「1,000 本につき 3,355 円」

(3) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで、「1,000 本につき 4,000 円」

また、この税率の改正に伴い、手持品課税について規定しております。

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日施行になります。

7 点目は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号と法人番号についてきの規定を整備したものです。主な改正点は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 3 号 上小阿仁村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。本案は討論を省略し、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第 14 議案第 4 号 上程・採決

○議長（小林 信） 日程第 14 議案第 4 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。住民福祉課長。

○住民福祉課長（伊藤精治） 23 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 4 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてです。上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により別記のとおり報告し承認を求めます。平成 27 年 5 月 1 日提出 上小阿仁村長小林悦次。

24 ページをお開きいただきたいと思います。専決第 5 号専決処分書 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別記のとおり専決処分する。平成 27 年 3 月 31 日 上小阿仁村長中田吉穂。

改正内容といたしましては、1 点目として、国民健康保険税の課税額を引き上げる改正であります。引き上げ内容は、基礎課税額の課税限度額を「51 万円」から「52 万円」に。後期高齢者支援金課税額の課税限度額を「16 万円」から「17 万円」に。介護給付金課税額の課税限度額を「14 万円」から「16 万円」に改正するものです。それにより、課税限度額は、「81 万円」から「85 万円」になります。

2 点目として、国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準の改正であります。

5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を「24 万 5 千円」から「26 万円」に。同じく、2 割軽減の対象となる世帯について、「45 万円」から「47 万円」に引き上げる改正であります。以上、よろしく願いいたします。

○議長（小林 信） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 4 号 上小阿仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての件を採決いたします。本案は、討論を省略し、報告どおり承認してこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第 15 議案第 5 号 上程・採決

○議長（小林 信） 日程第 15 議案第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、1 番 伊藤秀明君が除斥に該当すると認められますので、退場を求めます。

○議長（小林 信） 提案理由の説明を求めます。村長

○村長（小林悦次） 監査委員の選任につき同意を求めることについて、本村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 196 号第 1 項の規定により

議会の同意を求める。

平成 27 年 5 月 1 日提出。 上小阿仁村長 小林悦次。

記 議員のうちから選任する監査委員

住所 上小阿仁村仏社字高橋 45 番地 4

氏名 伊藤 秀明 昭和 29 年 6 月 27 日生

提案理由 議員のうちから選任する監査委員が、平成 27 年 4 月 30 日で任期満了となったためであります。 よろしくお願いします。

○議長（小林 信） 議案第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決いたします。この採決は、無記名投票により行います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって無記名投票で行うことに決定しました。

議場の閉鎖を命じます。

○議長（小林 信） 立会人を指名いたします。

会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 5 番 齊藤鉄子君、2 番 伊藤敏夫君を指名いたします。

投票箱を改めさせます。

○議長（小林 信） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本件を可とする諸君は賛成または○印を、否とする諸君は反対または×印を記載してください。白票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条及び 85 条の規定によれ否とみなします。なお、この採決の投票者数は 6 人であります。

これより投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順次投票願います。

○議長（小林 信） 投票もれはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 投票漏れなしと認めます。

開票を行います。立会人の立会いを願います。

○議長（小林 信） 投票総数 6 票、これは先ほどの投票者数と符合しております。

そのうち賛成 5 票、反対 1 票、以上とおりの賛成が多数であります。よって、議案第 5 号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

○議長（小林 信） 1 番 伊藤秀明君に申し上げます。

議案第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについての件は同意することに決定されましたので報告いたします。

日程第16 閉会中の継続調査の申し出 上程・採択

○議長（小林 信） 閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によりお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林 信） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉 会

○議長（小林 信） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成27年第2回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労様でした。

12時25分 閉会

上記、会議経過は、議会事務局長小林雄幸の記載したものであるが、その内容に相違なき事を証明するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

